

## 彦根市配食サービス事業 業務仕様書

### 1 目的

在宅のひとり暮らしの高齢者および高齢者のみ世帯に対して、配食サービス事業委託事業所が配達する弁当を、定期的（昼食1日1回）に提供することにより、高齢者の栄養改善および安否確認を図る。

### 2 対象者

彦根市内に住所を有するおおむね満65歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 単身世帯および高齢者のみの世帯で、老衰、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な者で、十分な食の確保ができず、かつ、安否確認が必要なもの
- (2) その他配食サービスを実施する必要があると市長が認める者

### 3 業務内容

#### 概要

- (1) 配食サービス用昼食弁当の調理、および盛り付け
- (2) 配食サービス用車両による昼食弁当の利用者宅への配達
- (3) 利用者への安否確認、および緊急時の連絡対応
- (4) 委託業務実施状況の報告
- (5) その他、市が特に必要があると認めた業務

### 4 食事の内容

- (1) 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に従い、弁当形式の食事を調整して、食事嗜好、食べやすさ等に配慮したもの（例 軟らかめのご飯、魚や野菜を中心に肉や油物が多すぎない、低塩、薄めの味付け等）
- (2) 主食、主菜、副菜のバランスが取れ、高齢者に必要な摂取エネルギーが考慮されたもの

### 5 食事の受け渡し

- (1) 利用者への対応

#### ア 高齢者に配慮した対応

弁当の受け渡しは手渡しを原則としているが、利用者の要望に応じて柔軟な対応ができること。その際に必ず声掛けを行い、安否確認を行うこと。

## イ 安否確認方法

利用者が自宅にいるかどうか、普段と体調が同じかわからないか、倒れていないか等確認すること。安否確認においては、利用者の特性を理解し適切な対応に努めること。(介護認定を受けている方、動作が遅い方、認知症の方、慢性的な病気を患っている方、入退院の多い方、物忘れの多い方、難聴の方、精神不安定な方等)

### (2) 緊急時および不在時の対応

配送に従事する職員には、緊急時および不在時の対応を徹底し、別表1にもとづき速やかに適切な対応を行うこと。

### (3) 苦情への対応

利用者からの苦情に対しては、誠実に対応し、迅速にその処理に努めること。

## 6 事故の処理等

適切な職員教育と的確な管理体制でサービスを提供すること。その受託者が、事故等により営業停止の指導を受けた場合には、代替事業者の確保等により業務を継続できる体制を整え、市に報告すること。また、事故による一切の損害及び責任は、受託者に帰属する。

## 7 契約終了の申し出

受託者から、やむを得ない理由により契約終了を申し出る場合は、終了予定日の3か月前までに市へその旨報告すること。また、利用者への説明や他事業所への変更案内等、利用者が混乱することなく他事業者へ事業を移行するための対応を行うこと。

## 8 その他

この仕様書に明示されていない事項が発生した場合は、市と協議のうえ、対応するものとする。